

◆3輪・4輪以上の軽自動車についてのQ & A◆

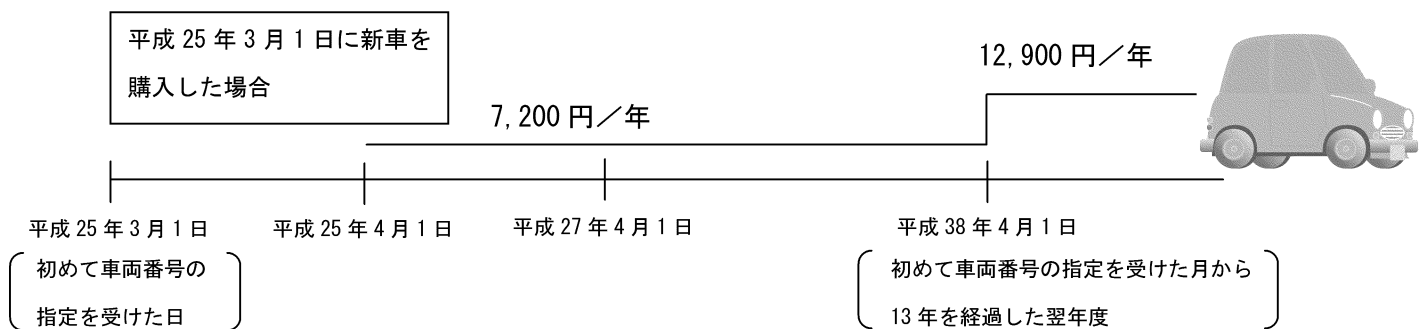
Q

わたしは、平成 25 年 3 月 1 日に 4 輪の乗用自家用の軽自動車を新車で購入しました。自動車検査証の初度検査年月は、「平成 25 年 3 月」と記載されていますが、平成 27 年度からの軽自動車税はいくらになるのでしょうか。

A

平成 27 年 3 月 31 日以前に、初めて車両番号の指定を受けた軽自動車に該当するため、平成 27 年度からの軽自動車税は 7,200 円(年額)となります。

また、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 13 年を経過する翌年度、平成 38 年度からは、12,900 円(年額)となります。



Q

わたしは、平成 27 年 5 月 1 日頃に 4 輪の乗用自家用の軽自動車を新車で購入する予定ですが(自動車検査証の初度検査年月は、「平成 27 年 5 月」と記載)、この場合の軽自動車税はいくらになるのでしょうか。

A

平成 27 年 4 月 1 日以後に、初めて車両番号の指定を受けた軽自動車に該当するため、軽自動車税は 10,800 円(年額)となります。

また、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 13 年を経過する翌年度の、平成 41 年度からは、12,900 円(年額)となります。

